

**昭島市技能労務職等の職員の給与等の
見直しに向けた取組方針**

東京都昭島市

1 現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、民間企業の同種の従事者と比較して高いのではないかと指摘がなされている状況を踏まえ、市職員の給与等の公表にあたっては、民間企業従業員との比較などの内容も明記し、適正な給与制度の確立と運用に向けた改革を行うことが課題となっています。

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢(平成19年4月1日現在)

職種	人数	平均年齢	平均給与
清掃職員	33人	43.3歳	475,698円
学校給食員	60人	49.9歳	485,033円
用務員	25人	48.0歳	470,309円
自動車運転手	3人	45.4歳	538,850円
守衛	3人	38.0歳	418,737円
その他	23人	46.1歳	470,601円

* 平均給与とは、基本給のほか、扶養手当・地域手当・住居手当・特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額です。

(2) 賃金構造基本統計調査における民間従業員の職種ごとの平均給与・平均年齢(東京都)

職種	平均年齢	平均給与
清掃職員	43.3歳	299,800円
学校給食員	37.7歳	302,500円
用務員	53.9歳	227,200円
自動車運転手	58.0歳	342,800円
守衛	60.7歳	316,900円

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3ヶ年平均)

清掃職員及び用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国のデータを使用しています。

技能労務職の職種との比較にあたり、民間のデータは企業規模が10人以上の企業を対象に、期間を定めずに雇用されている従業員の他、期間を定めて雇用されている従業員等を含んだものであり、これら雇用形態の他、年齢や業務内容においても比較するに十分な条件でない点を含んでいます。

(3) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等(平成19年4月1日現在)

	清掃職員		給食調理員		用務員		自動車運転手		警備員		その他	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
～27歳									-----	1		
28～31歳			-----	2								
32～35歳	381,590	4			-----	2					-----	1
36～39歳	425,122	9	-----	2	383,650	3					-----	2
40～43歳	466,417	9	443,135	4	-----	1	-----	2	-----	1	452,049	4
44～47歳	537,501	4	463,142	7	466,276	6			-----	1	468,219	8
48～51歳	545,661	4	491,584	24	501,936	5	-----	1			509,173	6
52～55歳	-----	1	509,773	10	512,703	3						
56～59歳	-----	2	536,977	11	532,801	5					-----	2
全体	475,698	33	485,033	60	470,309	25	538,850	3	418,737	3	470,601	23

該当する職員が2名以下の平均給与については、個人が特定され個人情報が見えかねる可能性があるため、公表は控えさせていただきました。(単位:円、人)

その他には道路維持管理員、公園管理員、保育園給食調理員などが含まれます。

(4) その他技能労務職の給与に関する事項

給料表

昭島市一般職の職員の給与に関する条例第3条で定められている給料表に従い支給しています。

手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当する職員に支給しています。

手当のうち、技能労務職員に支給されている主な内容は、次のとおりです。

平成20年1月1日現在

手当の名称	手当の内容(月額)
扶養手当	配偶者及び配偶者がいない場合の第一子 14,500 円
	16歳未満の子ども及び60歳以上の父母等 8,200 円
	16～22歳の子ども 12,700 円
地域手当	(基本給+扶養手当)の10.5%
住居手当	基本手当 11,000 円
	世帯主加算 1,000 円
	借家加算 1,500 円
	持家等その他加算 500 円
通勤手当	* 夫婦が共に職員である場合は、いずれか一方にのみ支給。
	交通機関利用の場合
	* 交通機関が発行する最長期間の定期券相当額を支給。
	* バスは1月につき21往復分の運賃相当額を支給。
	交通用具利用の場合
	* 自家用車等利用者の支給限度額 22,000 円

昇給基準

給料は条例に基づき、1年間を良好な成績で勤務したときに1号給上位の号給に昇給させることとなっています。また、勤務成績が良好な職員については次期昇給月の短縮や、2号給以上上位の号給まで昇給させることができます。

ただし、57歳以上の職員については、昇給を行わないこととしています。

2 基本的な考え方

当市では、危機的な財政状況を克服するため、平成6年度から健全化への取り組みをはじめ、その後、平成9年6月からは「中期行財政健全化計画」、平成14年4月からは「第二次中期行財政運営計画」に基づき、事務事業の徹底した見直しや業務の民間委託化、OA化の推進などの行財政改革に取り組み、この間、技能労務職員についても一定の減員を図ってきました。

今後も、平成19年3月に策定した、「第三次中期行財政運営計画」に基づき行財政改革の取り組みを推進し、その中で、技能労務職員についても定員の適正化を進めていきます。

また、定員の適正化と併せまして、より職務と職責に応じた給料体系、及び査定に基づく昇給制度の確立を目指します。

3 具体的な取組内容

当市では現在、技能労務職と一般行政職とが同じ給料表を適応しています。また、住居手当の支給を世帯主以外の職員に対しても行うなど改善の必要なものもあります。

昇給・昇格などの人事任用制度につきましても給料表の別表化と併せ技能労務職の職務の特殊性に応じたものに改善するよう努めます。

(1) 給料表について

技能労務職給料表の設定

技能労務職の職務の特殊性に合わせ、職責と職務に応じた給料表を設定し、平成20年度から適用します。

(2) 手当について

特殊勤務手当については、すでに適正化を図っており、現在は「感染症防疫作業従事手当」「行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当」「災害出勤時手当」の3種類のみが規則に定められています。なお、平成18年度及び平成19年度(平成20年3月1日現在)につきましては、支給の実績はありません。住居手当について、現在原則として全ての職員に支給しているものを、世帯主(準じる者を含む)のみとするよう検討します。

時間外勤務手当につきましても、更なる適正化を図るとともに、休日の出勤については振替休日を取得するなど、更なる縮減に努めます。

(3) 昇給・昇格について

当市では平成20年度からの実施を目指して一般行政職と技能労務職の給料表の分離を進めており、技能労務職の職務と職責に応じた給料水準となるよう努めます。

また、人事評価制度につきましても平成20年度からの導入を目指して調査研究を進めており、評価結果に基づいた昇給が図られるよう努めます。

4 その他

(1) 民間委託の推進について

日常業務や施設管理業務などについて、費用対効果を見極め、行政コストの削減及び市民サービスの向上の両面を考慮しながら「民間にできることは民間に」を基本に、積極的に委託化を推進します。

(2) 事務事業の見直しについて

限られた財源の中で新たな行政需要に対応するため、既存の事業全般についての事務事業評価に基づき、経常的な経費については各課が事業を取捨選択していくなど、事務事業の徹底した見直しに努めます。

(3) 職員数の削減見込みについて

技能労務職員については、退職者不補充を基本とし、ごみ収集業務の委託化、給食調理員の臨時職員化などにより削減に努めます。

また、今後5年間に於ける定年退職者数21人と併せて、事務職等への任用替についても行っていきます。

<あとかき>

この取組方針は、平成19年7月6日付、総行給第61号・総財公第97号で、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)から通知のありました「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものであり、技能労務職の給与の状況について市民のみなさまに公表するものです。

平成20年3月

昭島市総務部職員課